

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第十三条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十八条の二」を「第二十八条の三」に改める。

第三章中第二十八条の二の次に次の一条を加える。

（債務者の財産に関する情報の提供に要した報酬の請求等）

第二十八条の三 民事執行法第二百七条第一項又は第二項の申立てを認容する決定により命ぜられた情報の提供をした者は、報酬及び必要な費用を請求することができるものとし、その額は、最高裁判所が定めるところによる。

別表第一の一の二の項イ中「若しくは第二百七十三条第一項」を「第二百七十三条第一項若しくは第二百七十四条第二項」に改める。

別表第一の一の六の項イ中「第三十五条第一項の規定による申立て」の下に「民事執行法第二百五条第一項、第二百六条第一項又は第二百七条第一項若しくは第二項の規定による申立て」を加える。

別表第一の一七の項口中「第二百七十二条第二項の規定による申立て」の下に「同法第二百七十五条第三項若しくは第六項の規定による申立て」を加える。

（民事保全法の一部改正）

第十四条 民事保全法（平成元年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第五十条第五項中「第五項まで」を「第六項まで」に改める。

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）

第十五条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第五項中「第二百六十七条の十四」を「第二百六十七条の十四第一項」に改める。

（民事再生法の一部改正）

第十六条 民事再生法の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項中「財産開示手続の」を「財産開示手続若しくは第三者からの情報取得手続の」に「財産開示手続は」を「財産開示手続及び第三者からの情報取得手続は」に改める。

第二百二十三条第三項中「財産開示手続」の下に「及び第三者からの情報取得手続」を加える。

第二百九十八条第一項中「第五百条」を「第四百九十九条」に改め、「再生債権者」の下に「弁済をするに正当な利益を有していた者に限る。」を加え、同項ただし書中「不動産の上に第五十三条第一項」を「不動産の上に同項」に改める。

（会社更生法の一部改正）

第十七条 会社更生法（平成十四年法律第五百五十四号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項中「財産開示手続の」を「財産開示手続若しくは第三者からの情報取得手続の」に「財産開示手続は」を「財産開示手続及び第三者からの情報取得手続は」に改める。

第二百三十四条第三項中「財産開示手続」の下に「及び第三者からの情報取得手続」を加える。

第二百八条中「及び財産開示手続」を「財産開示手続及び第三者からの情報取得手続」に改める。

（破産法の一部改正）

第十八条 破産法（平成十六年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第六項中「同じ。」の下に「又は第三者からの情報取得手続（同法第二百四条に規定する第三者からの情報取得手続をいう。以下この項並びに第二百四十九条第一項及び第二項において同じ。）」を加え、「財産開示手続は」を「財産開示手続及び第三者からの情報取得手続は」に改める。

第二百四十九条第一項中「財産開示手続の」を「財産開示手続若しくは第三者からの情報取得手続の」に「及び」を「並びに」に、「財産開示手続は」を「財産開示手続及び第三者からの情報取得手続は」に改め、同条第二項中「及び破産債権に基づく財産開示手続」を「並びに破産債権に基づく財産開示手続及び第三者からの情報取得手続」に改める。

（会社法の一部改正）

第十九条 会社法（平成十七年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第五百十五条第一項中「同じ。」の下に「若しくは第三者からの情報取得手続（同法第二百五条第一項第一号、第二百六条第一項又は第二百七条第一項の申立てによるものに限る。以下この項において同じ。）」を加え、「財産開示手続は」を「財産開示手続及び第三者からの情報取得手続は」に改め、同項ただし書中「財産開示手続」の下に「若しくは第三者からの情報取得手続」を加える。

（政令への委任）

第二十條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

特許法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和元年五月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第三号

特許法等の一部を改正する法律

（特許法の一部改正）

第一条 特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第六十五条第六項中「第二百五条の二」を「から第二百五条の二の十一まで」に改める。

第二百二条第一項中「その譲渡した物の数量（以下この項において「譲渡数量」という。）に、特許権者又は専用実施権者がその侵害の行為がなければ販売することができた物の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、特許権者又は専用実施権者の実施の能力に応じた額を超えない限度において」を「一次の各号に掲げる額の合計額を」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

一 特許権者又は専用実施権者がその侵害の行為がなければ販売することができた物の単位数量当たりの利益の額に、自己の特許権又は専用実施権を侵害した者が譲渡した物の数量（次号において「譲渡数量」という。）のうち当該特許権者又は専用実施権者の実施の能力に応じた数量（同号において「実施相応数量」という。）を超えない部分（その全部又は一部に相当する数量を当該特許権者又は専用実施権者が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量（同号において「特定数量」という。）を控除した数量）を乗じて得た額

二 譲渡数量のうち実施相応数量を超える数量又は特定数量がある場合（特許権者又は専用実施権者が、当該特許権者の特許権についての専用実施権の設定若しくは通常実施権の許諾又は当該専用実施権者の専用実施権に係る通常実施権の許諾を認めた場合）において、当該特許権者又は専用実施権者が当該数量に相当する数量を当該特許権者又は専用実施権者に譲渡したとき、当該数量を当該特許権者又は専用実施権者が譲渡した数量（その全部又は一部に相当する数量を当該特許権者又は専用実施権者が譲渡した数量）を乗じて得た額

三 譲渡数量のうち譲渡数量を超える数量又は特定数量がある場合（特許権者又は専用実施権者が、当該特許権者の特許権についての専用実施権の設定若しくは通常実施権の許諾又は当該専用実施権者の専用実施権に係る通常実施権の許諾を認めた場合）において、当該特許権者又は専用実施権者が当該数量に相当する数量を当該特許権者又は専用実施権者に譲渡したとき、当該数量を当該特許権者又は専用実施権者が譲渡した数量（その全部又は一部に相当する数量を当該特許権者又は専用実施権者が譲渡した数量）を乗じて得た額

四 譲渡数量のうち譲渡数量を超える数量又は特定数量がある場合（特許権者又は専用実施権者が、当該特許権者の特許権についての専用実施権の設定若しくは通常実施権の許諾又は当該専用実施権者の専用実施権に係る通常実施権の許諾を認めた場合）において、当該特許権者又は専用実施権者が当該数量に相当する数量を当該特許権者又は専用実施権者に譲渡したとき、当該数量を当該特許権者又は専用実施権者が譲渡した数量（その全部又は一部に相当する数量を当該特許権者又は専用実施権者が譲渡した数量）を乗じて得た額

第五十条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

四 裁判所は、第一項第二号及び前項に規定する特許発明の実施に對し受けるべき金銭の額に相当する額を認定するに当たつては、特許権者又は専用実施権者が、自己の特許権又は専用実施権に係る特許発明の実施の對価について、当該特許権者又は専用実施権の侵害があつたことを前提として当該特許権又は専用実施権を侵害した者との間で合意をするとならば、当該特許権者又は専用実施権者が得ることとなるその對価を考慮することができる。

第五十五条第四項中「民事訴訟法第一編第五章第二節第一款に規定する専門委員（民事訴訟法第一編第五章第二節第一款に規定する専門委員をいう。第五十五条の二の六第四項において同じ。）」に改める。

第五十五条の二を第五十五条の二の十一とし、第五十五条の次に次の十条を加える。

第五十五条の二の十一 第五十五条の次に次の十条を加える。

第五十五条の二の十二 第五十五条の次に次の十条を加える。

第五十五条の二の十三 第五十五条の次に次の十条を加える。

第五十五条の二の十四 第五十五条の次に次の十条を加える。

第五十五条の二の十五 第五十五条の次に次の十条を加える。

第五十五条の二の十六 第五十五条の次に次の十条を加える。

第五十五条の二の十七 第五十五条の次に次の十条を加える。

第五十五条の二の十八 第五十五条の次に次の十条を加える。

第五十五条の二の十九 第五十五条の次に次の十条を加える。

第五十五条の二の二十 第五十五条の次に次の十条を加える。

第五十五条の二の二十一 第五十五条の次に次の十条を加える。

第五十五条の二の二十二 第五十五条の次に次の十条を加える。

第五十五条の二の二十三 第五十五条の次に次の十条を加える。

第五十五条の二の二十四 第五十五条の次に次の十条を加える。

第五十五条の二の二十五 第五十五条の次に次の十条を加える。